

令和 7 年度 河北町特定教育・保育施設利用者負担額（保育料）

保育認定（0 歳児～2 歳児）

階層区分			保育料（円）					
			標準時間			短時間		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 1 子	第 2 子	第 3 子
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0
2	町民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
3	町民税均等割のみ課税世帯		0	0	0	0	0	0
4	町民税 所得割 額	1 円以上 48,600 円未満	0	0	0	0	0	0
5		48,600 円以上 97,000 円未満	0	0	0	0	0	0
6		97,000 円以上 169,000 円未満	17,800	0	0	17,550	0	0
7		169,000 円以上 301,000 円未満	24,400	0	0	24,000	0	0
8		301,000 円以上 397,000 円未満	64,000	32,000	0	63,000	31,500	0
9		397,000 円以上	67,200	33,600	0	64,800	32,400	0

※注意事項

- (1) 小学校就学前の範囲で最年長の子どもを第 1 子と数えます。
- (2) 子どもが 3 人以上いる世帯では、(1)の数え方によらず、その世帯の最年長の子どもから順に 3 人目以降は無料となります。
- (3) 利用者負担額の算定は、4～8 月は前年度分、9～3 月は当年度分の市町村民税額で算定します。
- (4) 利用者負担額算定にかかる市町村民税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金控除を適用する前の金額です。父母それぞれの金額を合計して算定します。
- (5) 国の幼児教育・保育の無償化制度により、3 歳児から 5 歳児の全ての子どもの保育料が無償化されています。

令和 7 年度からの保育料について

河北町では、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、令和 3 年度から多子世帯における保育料・副食費の第 3 子カウント年齢制限撤廃を実施し、令和 6 年度からは、全ての 3 歳以上児の副食費を無償化するとともに、0～2 歳の保育料について、無償化されていない第 6 階層の世帯の保育料の負担軽減を実施してきたところです。

令和 7 年度から、子育て支援の取り組みをさらに拡充するため、0～2 歳の保育料について、無償化されていない第 7 階層の世帯の保育料の負担軽減を実施します。